

## 鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 47 号

改正 平成19年 3 月 23日規程第26号  
平成20年 3 月 17日規程第20号  
平成22年 3 月 24日規程第43号  
平成23年 3 月 31日規程第40号  
平成25年 3 月 13日規程第 6 号  
平成28年 2 月 10日規程第 8 号  
平成29年 3 月 8 日規程第50号  
平成31年 3 月 13日規程第58号  
令和 元年11月27日規程第99号  
令和 2 年 2 月 17日規程第 5 号  
令和 6 年 3 月 27日規程第16号

(設置)

第1条 鳴門教育大学教授会規則（平成16年規則第5号）第9条の規定に基づき、鳴門教育大学教授会に鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 幼児教育専修，学校教育実践コース，国語科教育コース，英語科教育コース，社会科教育コース，算数科・数学科教育コース，理科教育コース，音楽科教育コース，図画工作科・美術科教育コース，体育科・保健体育科教育コース，技術科教育コース，家庭科教育コース及び特別支援教育専修を担当する教員から各1人
- (3) 教務部入試課長
- (4) その他学長が指名する者

2 委員会にオブザーバーを置き，学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期等)

第3条 前条第2号に規定する委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前条第4号に規定する委員の任期は，学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，委員長は，副学長をもって充て，副委員長は，委員の互選によって定める。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，委員長の職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学入学共通テストの実施に関する事項
- (2) 個別学力検査等による入学者選抜についての実施計画に関する事項

- (3) 学生募集要項等の作成に関する事項
- (4) 個別学力検査等の問題の作成、管理に関する事項
- (5) 試験場の設定、監督その他個別学力検査等の実施に関する事項
- (6) 個別学力検査等の採点及び合格者判定資料の作成に関する事項
- (7) 内部質保証に関する事項
- (8) その他入学者選抜方法の調査研究に関する事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教務部入試課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2条第1項第2号から第5号までの規定により最初に選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、学長が指名する委員については、平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2条第1項第2号から第5号の規定に基づき選出された委員のうち概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 施行日において、第 2 条第 2 号の規定に基づき選出された委員のうち概ね半数の者の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず 1 年とする。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。